「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について(第一次報告)」 に対する府民意見等の募集結果(概要)

- 1 募集期間 平成18年10月3日(火)~11月2日(木)
- 2 提出件数 8 通(個人:3 通、団体・グループ:5 通) 内1 通(3件)は「意見等の内容を公表しないこと」 としているため、7 通(58件)について、意見等の要 旨と部会の考え方を作成
- 3 意見等の分類別の件数
 - (1)全体的な事項に関すること・・・・・・ 1件
 - (2)化学物質対策に関すること・・・・・・ 40件
 - (3)揮発性有機化合物対策に関すること・・・ 17件
- 4 主な意見等の要旨と対応
- (1)全体的な事項に関すること

国の法制度が整備された現在では、国に先行した府の条例や指針の役割は終わったのではないか

(2)化学物質対策に関すること

現状と課題

法に基づき対策が進展している中で、府で法を補完する制度が必要か疑問 化管法施行7年後の検討が進められており、府の制度も国の検討状況を踏ま え、法との整合を図るべき

今後の見直しについて、留意事項として指摘

現行の規制物質の見直し

規制基準の遵守状況の把握のための記録・保存が必要 指摘を踏まえ、第一次報告を修正

化学物質適正管理のための新しい制度

1)制度の体系

関連する4つの法・条例での管理について、同一の物質は一元管理とし事業者負担を軽減すべき

対象物質について、選定根拠の明示、リスク評価に基づく選定、重点物質 の絞り込みが必要

化管法の補完なら、届出外(移動体、一般家庭等)の排出量も集計すべき 届出対象外の事業者についての検討をすべき

規制や届出等について、マニュアル整備や優遇税制などによる事業者の負担軽減が必要である 留意事項として指摘

2)適正管理の対象とする化学物質

対象物質の排出量等の把握には、MSDS制度との連携が必要不可欠 化管法の届出や大防法の自主取組の報告を利用すれば、排出量等は把握で きる

VOCを有害物質と一律に管理するのは論理的でない

3)新しい届出制度

ISO14001 等で事業所の環境マネジメントは進展しており、届出制度による 行政の関与は不要

この届出制度は事業者に過大な負担がかかるため、報告内容を見直すべき 化学物質の取扱量や使用目的等は企業秘密が多いため、企業秘密の保護に 配慮が必要 留意事項として指摘

VOCについて、排出量等の届出の要件やVOC総体として捉えることを 明確にすべき

医療業も届出対象とすべき

管理体制報告書や取扱量報告書だけではなく、PDCAサイクルの運用結果の報告も必要

取扱量、排出量等の算出方法のマニュアル等を府が整備すべき 留意事項として指摘

報告、届出をした資料を有効活用されているのか疑問である 留意事項として指摘

届出内容等の増加に係る事業者負担の軽減のため、電子媒体による報告の 活用など、事務を効率化すべき 留意事項として指摘 化学物質管理を適正に行うには、大阪府と政令指定市、中核市が分担して

報告書等の事務を行うべき

4)緊急事態発生時の措置

緊急事態の定義を明確にすべき

個別法との重複は避けるべき

5) 新「化学物質適正管理指針(仮称)」の骨子

リスク評価は一事業者(中小企業)では対応不可のため、リスク評価方法 を明確にすべき

(3)揮発性有機化合物対策に関すること

現状と課題

VOC排出量が37%減なのに、光化学スモッグ等が改善されていないのは なぜか

今後のVOC対策の方向

VOC排出量削減による光化学スモッグ等の改善のシミュレーションができていないのはおかしい

改正大防法が施行され、工業会等による自主的取組も進んでいるため、その 状況を見極めるべき 今後の見直しについて、留意事項として指摘

新たなVOC対策

1) VOCを排出する施設の規制(届出施設規制)

法の運用を徹底すれば、条例による届出施設や届出工場の規制措置は不要ではないか

2)大規模塗装工場の規制(届出工場規制)

複数ラインの排ガスを集合処理している場合は、ラインごとのVOCの排出量は求めることはできない 指摘を踏まえ、第一次報告を修正届出工場として以前から水系の塗布施設も届出しているが、この場合届出は不要ではないか

届出に必要な膜厚、塗布面積などは非常に労力を要するが、大気排出される VOC が問題であり、塗布状況は不要ではないか

3)工場・事業場以外の発生源の対策

大規模建築現場については、元請を対象に建築業も規制対象業種に追加すべきである

4)「化学物質適正管理制度」を活用した自主的取組の促進

工業会毎に重点取組物質を設定し、自主取組を推進しているため、府独自 の対象物質の設定は不要ではないか

VOC削減目標量は大防法で30%とされ、産業界も活動を開始している ため、府独自の目標設定は不要ではないか

5)大気汚染緊急時措置

大防法の緊急時措置の規定により、VOCの緊急時対応もカバーされる

VOC対策の進行管理等

VOC排出量は工業会の自主行動計画による国への報告で把握できる モニタリング結果による効果の評価は、国のモニタリングで対応できる